



いじめ防止基本方針

(令和4年9月改訂)

坂戸市立桜中学校

目次

I 桜中学校「いじめ防止基本方針」策定にあたって.....	2
II いじめの未然防止のための取組.....	3
III いじめの早期発見への取組.....	4
IV いじめの早期解決への取組.....	4
V いじめの問題に向けての校内組織.....	5
VI 「重大事態」の対応について.....	6
VII インターネットを通じて行われるいじめ対策.....	6
VIII 年間計画.....	7

I 桜中学校「いじめ防止基本方針」策定にあたって

1 策定の目的等

桜中学校「いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために策定するものである。

桜中学校では、文部科学省におけるいじめの定義を基に、全教職員が「いじめは、どの子にも起こりうる。絶対に許さない。」という基本認識に立ち、全校生徒が「安心して安全に勉強や部活動、学校行事に取り組むなど、明るい学校生活を送れる」ように「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの定義等への理解

いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の**対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

いじめを認知する際の留意点

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、**十分な事実確認**に基づき、**いじめられた生徒の立場に立ち判断するもの**とする。

いじめの態様の例 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査から)

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。



Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 指導方法の工夫改善を図り、自尊感情を育む。

教員一人一人がわかりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図る。さらに、生徒が活躍できる授業を通して、達成感を味わわせることにより自尊感情を育む。また、道徳を核として全教育活動の中で、「命の大切さ」を指導する。本校では、以下の取組を行う。

- (1) 授業研究を通して、指導方法の工夫改善を図り、指導力の向上に努める。
- (2) 毎週水曜日の2校時を全校で道徳の授業を行う時間とし、各学年の教員が輪番制で授業を実施する。生徒一人一人が、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としてよりよい生き方についての自覚を深めようとする授業を目指す。
- (3) 人権作文・標語に取り組んだり、人権感覚育成プログラムを活用した授業を行ったりすることで人権意識を育む。
- (4) 積極的な生徒指導を推進し、学級活動などで人間関係づくりプログラムを実施する。
- (5) 教員と生徒の間で信頼関係を作る。
 - ・叱る指導からほめる指導へ
 - ・一人一人の生徒の味方になる
 - ・生徒の心に寄り添って接する
 - ・話しかけやすい存在となる 等

2 生徒の自助共助の取組を通して、「いじめ」の未然防止に努める。

生徒の自助共助の取組を積極的に支援し、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。

- (1) 生徒会活動、係、委員会活動を活発化させ、自らの力で学校をよりよい生活の場とできるような取組を支援する。
 - ・生徒会活動（生徒朝会、生徒総会、新入生オリエンテーション、生徒会選挙、3年生の卒業を祝う会等）
 - ・係活動（各学級で実施（各学年行事含む））
 - ・委員会活動（各委員会で実施（生徒朝会、各種行事での関わり含む））
- (2) 学校行事を通して、自分と他との関わりを意識させる中で、よりよい人間関係づくりを行うための支援を行う。
 - ・体育祭、合唱祭、校内ロードレース大会、3年生の卒業を祝う会 等
- (3) 部活動による自立した生徒の育成を通じて、他者を思いやる気持ち等の向上のための支援を行う。

Ⅲ いじめの早期発見への取組

1 組織を生かし、「いじめ」に関する情報を共有する。

全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応する。

- (1) 生徒指導部会（いじめ防止対策委員会）、教育相談部会を2週間に1回、企画委員会を毎週1回開催し、「いじめ」や生徒に関する情報を共有する。生徒指導部会、教育相談部会で出た情報は、全教職員で共有する。
- (2) 全職員が、生徒たちの担任という意識を持ち、授業や休み時間などをおおして、生徒のささいな変化にも気づけるよう努める。

2 アンケート・面談等の実施

生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、生徒理解を深めるためアンケートや面談等を実施する。

- (1) いじめ調査アンケートを年3回実施
- (2) 教育相談アンケートを年2回実施（生徒の生活の様子から悩みの早期発見に努めるため）
- (3) 学校生活アンケートを年3回実施（生徒の学校生活の様子や自分自身関すること、先生に対する評価などを把握し、生徒理解に努めるため）
- (4) 毎日の生活記録ノートにより、担任との心のキャッチボールを行う。
- (5) 2者面談を年1回、3者面談を年2回実施（この他、3年生は進路に関する3者面談を2回実施）

Ⅳ いじめの早期解決への取組

1 いじめに対する措置

第23条第2項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

2 すばやく丁寧な対応をする

いじめ問題を発見・把握した時は、教員一人で抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会及び学年職員で情報共有したうえで対応し、家庭と連携を図り、解消まで見守っていく。

- (1) いじめの訴えの適切な把握
- (2) いじめ防止対策委員会等での対応方針の検討
- (3) 適切な事実確認（聴き取り等） ※必要に応じて組織的な聴き取り
- (4) いじめ防止対策委員会等での指導方針の検討
- (5) 被害生徒・保護者への適切な情報提供と加害生徒・保護者への対応
- (6) 解消までの見守り

【解消の2要件】

- ①いじめが3か月止んでいる
- ②被害生徒が苦痛を感じていない

※ いじめの再発防止のため、生徒指導部会と道徳部会が中心となり、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、授業や学級活動など全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。

※ いじめに関わる相談等において他校に関わるいじめの事実があると思われる時は、当該校への連絡その他の適切な処置をとる。

※ 法23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を市教育委員会へ報告する。

V いじめの問題に向けての校内組織

いじめ防止対策委員会の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校では「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【構成員】 管理職、生徒指導主任、教育相談主任、生徒指導担当、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、その他必要と認められる者

【活動内容】

- ・ いじめの未然防止、早期発見に関する取組について
- ・ いじめ発生時の対応について
- ・ いじめ等の対応に関する全教職員の資質向上について
- ・ いじめに関わる相談体制（さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等）について
- ・ 家庭や地域、関係機関（坂戸市立教育センター、警察、病院、児童相談所等）との密接な連携について等

【開催】 2週間に1回開催される生徒指導部会と兼ねて開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

VI 「重大事態」の対応について

1 重大事態について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「重大事態」が生じたときは、市教育委員会と連携しながら対応し、必要に応じて市の問題調査審議会の委員等の派遣を市教育委員会に要請する。

2 重大事態での調査及び対応と保護者への情報提供

「重大事態」を全職員が理解し、市教育委員会と連携しながら調査等の対応を行う。学校主体で調査を行う場合は、校内いじめ防止対策委員会を母体として調査を行う。調査結果については、法28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。調査後の提言に基づき、全職員で再発防止に努める。

(再発防止策の例)

- ①生徒指導部、教育相談部では、該当事案が二度と起こらないようにするため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間指導計画の見直しを即座に実施する。
- ②いじめの被害生徒を守るために、全職員での校内巡視を強化する。
- ③教職員の資質向上ための研修を行う。
- ④生徒同士の間関係づくりが円滑に行えるよう指導・支援を行う。 等

VII インターネットを通じて行われるいじめ対策

情報モラルの育成

生徒のインターネット上のいじめを防止するために情報モラルの育成を図る。

- ①学活、道徳、技術・家庭科の授業を通して、ネットの正しい使い方に関する授業を実施する。
- ②生徒・保護者の意識啓発のため啓発資料（埼玉県ネットトラブル注意報）の配布等を行う。

③講師を招聘して、生徒に対して指導を行う。

Ⅷ 年間計画

月	指導内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・【職員】いじめ防止基本方針における取組確認<生徒指導部> ・【職員】生徒指導に関する指導方針の周知徹底<生徒指導部> ・【生徒】学級開き<学級> ・【生徒】学年・学級において人間関係づくりプログラムの実施<学年>
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・【生徒】人権教育週間（人権作文・標語）<人権教育部> ・【生徒】体育祭<体育部>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・【生徒】2者面談<教育相談部>
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・【生徒】学校生活アンケート実施①<研修部> ・【生徒】いじめ調査アンケート実施①<生徒指導部> ・【生保】夏季休業中の生活通知の配布<生徒指導部> ・【生徒】教育相談アンケート実施①<教育相談部> ・【生保】三者面談①<教育相談部>
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・【職員】いじめ防止に向けた校内研修会<生徒指導部>
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・【生徒】合唱祭<音楽部>
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・【生徒】教育相談アンケート実施②<教育相談部> ・【生保】三者面談<教育相談部>
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・【生徒】学校生活アンケート実施②<研修部> ・【生徒】いじめ調査アンケート実施②<生徒指導部> ・【生徒】人権教育週間（人権感覚育成プログラム）<人権教育部>
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・【生徒】学校生活アンケート実施③<研修部> ・【生徒】いじめ調査アンケート実施③<生徒指導部> ・【職員】「いじめ防止基本方針」に関する取組の評価・見直し <いじめ防止対策委員会>

※道徳では年間を通して学習指導要領の内容を偏りなく行っていく。